

薬 第 2293 号  
令和 4 年 8 月 3 日

各関係団体代表者 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長  
( 公 印 省 略 )

患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について（協力依頼）

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長から別添のとおり通知  
がありましたので、貴会会員に周知くださいますようお願いいたします。

なお、別添の通知は神奈川県ホームページ「薬事関連通知一覧」に掲載します。

問合せ先  
薬事指導グループ 吉川  
電話 045-210-1111 内線 4970  
045-210-4967 (直)



薬 第 2334 号  
令和 4 年 8 月 8 日

各関係団体代表者 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長  
( 公 印 省 略 )

新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する  
事前評価を受けた医薬品の適応外使用について

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び同局医薬安全対策課長から連名で別添のとおり通知がありましたので、貴会会員に周知くださいますようお願いいたします。

なお、別添の通知は神奈川県ホームページ「薬事関連通知一覧」に掲載します。

問合せ先  
薬事指導グループ 吉川  
電話 045-210-1111 内線 4970  
045-210-4967 (直)



各関係団体代表者 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長  
( 公 印 省 略 )

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する  
政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令等  
の公布について (通知)

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局長から別添のとおり通知がありましたので、貴会員に御周知くださいますよう通知します。

また、別添の通知は神奈川県ホームページ「薬事関連通知一覧」に掲載しております。

(通知要旨)

- 1 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正
  - (1) 新たに 3 物質を麻薬として指定した。
  - (2) 新たに 3 物質を麻薬向精神薬原料として指定した。
- 2 麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正
  - 1 (2) の 3 物質を特定麻薬向精神薬原料に指定した。
- 3 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正
  - 1 (2) の 3 物質のうち、一定濃度以下のものについては、麻薬向精神薬原料に関する規制の適用を除外することとし、これらの物質として 50%を超えて含有する物について、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の別表第三に追加指定した。
- 4 施行日 令和 4 年 8 月 26 日
- 5 留意事項
  - (1) 医薬品製造業者、研究者又はその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質 (以下「麻薬指定物質」という。) を継続して取り扱う場合には、施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行うこと。また、管理不備に起因する事故が発生しないようにすること。
  - (2) 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、(1) と同様、管理不備に起因する事故が発生しないようにすること。
  - (3) (1) 及び (2) について、麻薬及び向精神薬取締法第 49 条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する麻薬指定物質の期初在庫数量については、施行日 (令和 4 年 8 月 26 日) 現在の在庫数量を記載すること。
  - (4) 医薬品製造業者、研究者又はその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、施行日までに廃棄すること。なお、麻薬指定物質を廃棄するときは、当該物質が回収困難となるような方法で行うこと。
- 6 その他

新たに麻薬に指定される3物質は、現在、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律により指定薬物として指定されているが、改正政令の施行により、麻薬として指定され、指定薬物ではなくなる。

問合せ先

献血・薬物対策グループ 宮崎

電話(045)210-4972



薬 第 2360 号  
令和 4 年 8 月 12 日

各関係団体代表者 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長  
( 公 印 省 略 )

新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する  
事前評価を受けた医薬品の適応外使用について

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び同局医薬安全対策課長から連名で別添のとおり通知がありましたので、貴会会員に周知くださいますようお願いいたします。

なお、別添の通知は神奈川県ホームページ「薬事関連通知一覧」に掲載します。

問合せ先

薬事指導グループ 吉川

電話 045-210-1111 内線 4970

045-210-4967 (直)

